

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 26 日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業等において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、別添 1 のとおり厚生労働省から関係団体に通知され、その後の調査等により把握された事実等を踏まえ、別添 2 により同通知を改正し、厚生労働省から関係団体に通知されました。

つきましては、剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害を防止するため、事業者に対してパンフレットを活用しつつ、これら通知に記載された講ずべき措置を確実に取るよう求めるとともに、予定価格を設定する際は措置を講ずるために必要となる費用について適切に計上するようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、本通知について周知をお願いいたします。

担当：計画課施工企画調整室積算基準係